

社会保障と税制度で利用する12桁の番号

住民票の住所に マイナンバーを お届けします

マイナンバーは
28年1月から使います。
通知カードは
大切にしてください



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

27年10月5日

- 一人ひとりの
マイナンバー
(個人番号)が
決まります

27年11月
下旬まで

- 通知カードを
順次郵送予定

通知カードが
届いたら

- 希望者は個人番号
カードの申請書を
郵送

28年1月～

- 社会保障・税・災害
対策の手続で、
マイナンバーの
利用が開始
- 申請書を郵送した
人に個人番号
カードを交付

27年10月以降～

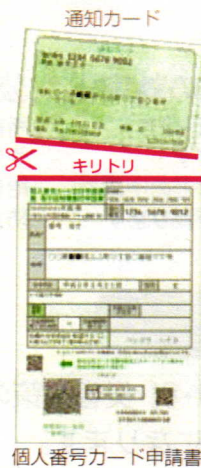
住民票の住所に「通知カード」を送ります

- 世帯分の「通知カード」を
簡易書留で送ります

通知カードには、マイナンバーが記載されています。今後、区役所の窓口などで、マイナンバーを確認する際に使用します

- 「個人番号カード」の申請書
が同封されます

個人番号カードを希望する人は、顔写真を貼付して郵送してください



個人番号カード申請書

通知カードを切り離してください。
個人番号カードの申請書として
利用できます

28年1月以降～

各種申請書類に個人番号を記載します

社会保障・税・災害対策の分野で、法律などに定められた事務の申請書にマイナンバーを記載するようになります

希望者に個人番号カードを交付します

個人番号カードにはマイナンバーも記載されています。顔写真付きなので本人確認資料としても使用できます(初回交付は無料)



個人番号カードイメージ

「コンビニ交付サービス」の導入を検討しています

横浜市では、マイナンバー制度の導入を契機とし、個人番号カードを利用してコンビニで証明書が受け取れる「コンビニ交付サービス」の導入を検討しています。

ご注意

マイナンバーを伝える際は、提供相手とその利用目的を必ず確認してください。
知らない会社から、電話等でマイナンバーを聞かれることはありません。

横浜市マイナンバー制度コールセンター

☎0570-045-506 9時～17時
(日曜、祝日、年末年始を除く)

※一部IP電話などでつながらない場合は ☎367-5272へ

FAX 664-5917(横浜市総務局行政・情報マネジメント課)

HP www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/gyosei/mynumber/

内閣府コールセンター ☎0570-20-0178 9時30分～17時30分(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

青葉区承認区連会第7号

作成元：横浜市民局窓口サービス課 ☎671-2176 ➡裏面にも続く